

令和四年第十四回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年七月二十六日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第十四回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、亀田委員はオンラインで参加しております。

なお、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していますので、申し添えます。

まず、次第の1、令和四年第十三回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案一件と事務局からの報告が九件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第四十二号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第四十二号につきまして、栗井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○栗井教育監 それでは、議案第四十二号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本件規則案は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、夏季休暇の特例の承認期間を設けるため、条例施行規則の一部改正を提案するものでございま

す。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。二枚目の裏面になりますが、新旧対照表を御覧いただければと思います。

対照表の左側、改正後の欄にございます附則第十一条におきまして、夏季休暇の承認期間について、「七月一日から九月三十日まで」とあるものを「七月一日から十一月三十日まで」と拡大しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による業務の繁忙等を理由に、従来の期間に夏季休暇を取得することが困難な場合に特例として承認期間を七月一日から十一月三十日まで認めるものでございます。

また、特例の承認期間を設けることは、令和四年度に限定しているところでございます。

なお、区長部局、幼稚園教員以外の区職員におきましても同様の規則改正が行われる予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第四十二号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)次期世田谷区教育ビジョン策定の考え方について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、次期世田谷区教育ビジョン策定の考え方につきまして御報告させていただきます。

まず、1の主旨でございますが、第二次世田谷区教育ビジョンは、教育基本法第十七条第二項に基づく教育振興基本計画といたしまして、平成二十六年に策定をいたしました。今現在は、二年間の調整計画に基づき各施策を推進してございますけれども、来年度、令和五年度が十年間の最終年度に当たることから、第二次世田谷区教育ビジョンを引き継ぎます、仮称でございますけれども、世田谷区教育振興基本計画の策定を進めてまいります。

2の計画策定の考え方でございますけれども、十年間の第一次、第二次世田谷区教育ビジョンと行動計画を策定いたしました。これまで教育施策を着実に推進してまいりました。一方で、社会情勢の変化が著しく、また、社会の在り方そのものが劇的に変わりつつある状況にあることから、時代の変化などに対応していくために、計画期間を見直すとともに、ビジョンと行動計画の一体化を図りまして、教育を取り巻く社会情勢の変化などを反映できる計画としてまいります。

3の計画期間でございます。教育基本法第十七条に基づき、国の教育振興基本計画を参酌することなどを踏まえまして、（仮称）世田谷区教育振興基本計画の計画期間を五年といたします。

なお、同じく令和六年度を初年度といたします新たな区の基本計画の計画期間は八年であるため、今後、整合性を図る必要がある場合は、調整計画を策定するなど、柔軟に対応してまいります。

資料二枚目のA4横の資料を御参照いただけますでしょうか。これまでの計画期間といたしまして、上のほうに示してあるのが、平成二十六年から令和

五年度までのこの間の計画でございます。中央の矢印から下が新たな計画期間ということ、ただいま御説明した考え方を図として示させていただいてございます。

資料一枚目にお戻りください。4の検討体制でございますけれども、令和四年八月に教育長を委員長といたします（仮称）世田谷区教育振興基本計画策定委員会を設置いたします。委員会の構成は資料記載のとおりでございますけれども、幼稚園長・小・中学校長の代表、小・中の学校運営委員代表、幼稚園・小・中学校のPTA代表、社会教育委員及び青少年委員の代表等で、教育施策に関する意見交換等を行い、計画策定に向けた検討を進めてまいります。

また、現計画でございます調整計画における施策の実施状況の把握や点検・評価につきましては、(2)として記載のとおり、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を活用してまいります。

一枚目の資料の裏面を御覧ください。5の意見の反映でございますけれども、教育委員会におきまして、検討内容や検討状況を御報告し、教育委員の皆様から御意見を伺ってまいります。また、広報紙や区ホームページなどを活用いたしましたして、広く区民から意見募集を行ってまいります。さらに、当事者である子どもの意見聴取を実施し、骨子（案）作成の際の参考としてまいります。

最後に、6のスケジュールでございますが、令和五年度に計画の骨子（案）、素案、案を策定の上、適宜本委員会にも御報告し、御意見いただきながら、令和六年三月の策定といたします。

なお、昨日、区長と教育委員の皆様との意見交換の場がございました。その席上、区長と教育委員会とで構成する総合教育会議において協議の上、区長が定めるとさせていただきます教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる教育大綱でございますが、この教育大綱を踏まえた上で、次期

の教育ビジョン、教育振興基本計画を策定することが確認されてございます。

今週末、七月三十日には、今年度一回目となります教育総合会議が開催されますけれども、次期の教育大綱策定のスケジュール等、詳細につきましては今後、総合教育会議を所管いたします政策経営部と調整してまいります。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。二点あります。一点目は、計画の期間について、この資料によりますと、区の基本計画の期間とずれてしまうことになると思います。自治体としての政策の整合性とか一体性を考えますと、区の基本計画と合わせることが重要ではないかと思っておりますので、例えば、前期四年、後期四年とするなど、計画の期間をどうするかということも含めて、今後御検討いただければと思います。

二点目は、先ほど課長からも御説明ありました総合教育会議に基づく教育の大綱との整合性を図っていく必要があると考えます。本日の資料では、この6のスケジュールのところ、大綱変更のスケジュールが書かれていませんので、今後お示しいただく際には、大綱の変更の検討スケジュールと併せてお示しいただければと思います。

○井上教育総務課長 御意見ありがとうございます。まず、教育大綱の件につきましましては、先ほど申し上げましたが、今後、政策経営部等と調整してまいります。スケジュールとして落とし込むなどしてまいりたいと思っております。

それと、計画期間につきましては、貴重な御意見ありがとうございます。今回お示しするに当たりまして、基本計画を所管する政策経営部、区側と調整の上、五年というところでお出しをしましたが、様々な御意見があるかと思えます。現在のところ、私どもとしては、五年の基本計画でということ想定を

し、本日の教育委員会に御報告しておりますし、明日の文教常任委員会にもこの計画期間で御報告するつもりでございますが、また様々な御意見があるうかと思えます。そういった御意見も踏まえまして、計画期間も含め、また区側とも調整してまいりたいと思えますし、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○渡部教育長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

(2)車載モニター損壊事故に係る損害賠償額の決定について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いします。

○斉藤学務課長 私からは、車載モニター損壊事故に係る損害賠償額の決定について御報告いたします。

本件は、本年一月二十五日に当委員会において御報告しました、川場移動教室実施中のバス車内で発生しました車載モニターの損壊事故でございます。このたび損害賠償額が決定いたしましたので御報告いたします。

事故の概要ですけれども、発生日時、発生場所、相手方、事故内容については、記載のとおりでございます。

二ページ目の写真を御覧ください。損壊の程度は、天井から下がった状態のモニターに教員が接触し、その開閉のための部品を損壊したため、モニターの開閉ができなくなったものでございます。

一ページにお戻りください。(6)です。相手方への損害賠償額は六十七万一千円でございます。この賠償額は、モニター及びリフターと呼ばれる開閉のための機器を一つのユニットとして交換した金額でございます。費用につきましては、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填されます。

専決処分日は、令和四年七月十九日でございます。

本件につきましては、学校長に対し、移動教室をはじめとする学校行事において安全管理を徹底して実施するよう指導を行っております。誠に申し訳ござ

いませんでした。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)住民訴訟控訴事件について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 私からは、住民訴訟控訴事件について報告いたします。

本件は、本年四月十二日の本定例会におきまして、本年三月二十三日に東京地方裁判所の判決言渡しがあった旨を御報告したところですが、今般、控訴状及び控訴理由書が届きましたので、改めて御報告するものでございます。

なお、本件は世田谷区立小・中学校の教職員等に対し、学校給食に係る光熱水費、人件費等の徴収を怠っていることが違法であることの確認を求める住民訴訟に係るものでございます。

資料を御覧ください。1、事件名、2、控訴状送達日等、3、当事者、4、原判決主文の表示は記載のとおりでございます。

5、控訴の趣旨でございますが、(1)原判決を取り消す、以下記載のとおりで、一審での訴えの趣旨と同様の内容となっております。

次に、6、経緯及び控訴理由についてですが、一段落目及び二段落目までは、既に本定例会において御報告しているとおりでございます。

裏面に行っていたいただきまして、三段落目、「その後」で始まる部分ですけれども、控訴人は原判決は地方公務員法第二条に反することを主な控訴理由とし

ております。これは、そもそも教職員等に対して、学校給食に係る光熱水費等を徴収していないことは、地方公務員法第二十五条に反しており、教育委員会は世田谷区学校給食費に関する要綱などに基つき、特例給食を食する教職員等から徴収する額を定めているが、地方公務員法第二条に基つき、要綱などよりも地方公務員法第二十五条の定めを優先すべきとの考えによるものでございます。

7、今後の対応でございますが、引き続き、原判決の趣旨を踏まえ、対応してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)世田谷区いじめ問題対策専門委員会について、本件に関して、井元副参事より説明をお願いいたします。

○井元副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、世田谷区いじめ問題対策専門委員会について御報告いたします。

まず、主旨でございます。本件につきましては、令和三年九月の本委員会では御報告させていただいたとおり、昨年度改訂いたしましたいじめ防止基本方針のつとり、いじめ防止等のための対策をより実効的に行うために、世田谷区いじめ問題対策専門委員会を今年度から設置いたしました。先日、第一回の委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

本委員会の開催時期等につきましては、年二回を予定しておりますが、必要に応じて臨時で行うことも想定しております。

委員の構成について御報告いたします。学識、法律、心理、福祉、学校経営に関する有識者を外部からお招きして、五名で構成いたします。本委員会の主な審議内容については、学校のいじめの発生状況やいじめ未然防止、早期発見、早期解決の取組みについてや、学校と教育委員会が連携したいじめの未然防止、早期発見、早期解決のための対策の推進、そして、重大事態等の調査に関する事項について、主に審議していただきます。

続きまして、七月二十一日に開催いたしました第一回委員会について御報告いたします。当日は、午後六時から午後八時半までの一時間半の間で審議をいたしました。五名全ての委員に御参加をいただいたところです。審議の内容につきましては、今回は初回ということもありまして、世田谷区いじめ防止基本方針に基づく本委員会設置の趣旨及び本委員会に求められている役割等について、事務局からまず御説明をさせていただきました。その後、委員長と副委員長の選出を行いました、委員長には学識経験者の藤平委員、副委員長には弁護士佐藤委員が選出されました。その後、委員長に進行していただき、区立小・中学校におけるいじめの現状と今後の対応方針について審議を進めていただきました。そこで出されました検討事項につきましては、第二回委員会にて継続的に審議いたしまして、今年度中により実効性のあるいじめ対策を講じてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、本年十二月に第二回目の委員会を開催する予定でございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。いじめの問題についてしっかり取り組んでいただくことはとても重要だと考えます。区としてこの問題に取り組

んでいるということを、継続的に学校の先生方に発信していくことは重要と考えますので、この専門委員会でのような意見が出されたかということは、第二回の会議以降で結構なので、例えば、校長会等で校長先生方に周知するか、あと、この教育委員会、この会議でもその点を共有していただければと考えます。

○井元副参事（学校経営・教育支援担当） 御意見ありがとうございます。当日も、学校にどのように周知していくかということも審議の内容として一部含まれておりましたので、第二回にて審議をしまいたいと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいですか。それでは、次に進みます。

(5)区立幼稚園集約化等計画（案）について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いいたします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、区立幼稚園集約化等計画（案）について御説明いたします。

一ページ目を御覧ください。1の主旨でございます。近年、乳幼児教育・保育に求められる役割は大きなものとなっております、幼稚園教育要領等においても、三歳以上の教育・保育の内容が共通化されてございます。こうした中で、世田谷区は世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンなどを踏まえて、区の乳幼児教育支援センターを設置するなど、就学前の子どもの教育・保育の充実に取り組んでまいりました。

他方で、令和元年十月の幼児教育・保育の無償化などを契機に、区立幼稚園等の入園者数の減少が顕著となるなど、区の乳幼児教育・保育の状況は大きく変化をしております。

このような状況の変化に対応することなどと併せて、今後、子ども・若者部のほうで、子ども・子育て支援事業計画調整計画に、今後の子どもの政策の考え方、グランドビジョンというものを示す予定でございます。こういった状況

を踏まえまして、区立幼稚園集約化等計画（案）を取りまとめたことから報告を行うものでございます。

2の計画の内容についてです。詳細は、後ろのほうに別紙1、2で掲載しておりますが、主にかがみ文のほうに沿って要点を御説明いたします。

(1)用途転換等計画の実施状況についてでございますけれども、平成二十六年度に策定をした用途転換等計画においては、当時の重点課題であった保育待機児童の解消に資するために、当時存在していた九園のうち五園を区立幼保連携型認定こども園に、四園を私立の幼保連携型認定こども園へ転換することとしておりました。これに基づき、今のところ、多聞幼稚園を幼稚園型認定こども園へ用途転換するとともに、塚戸幼稚園を私立の公私連携型、幼保連携型認定こども園に用途転換しております。

一〇ページから一一ページにかけて、一覧表を掲載してございます。後ほど御確認いただければと思っております。

次に、(2)区立幼稚園等の現状及びそれを取り巻く状況についてでございます。①として、区立幼稚園等入園者数の減少と配慮を要する児童の割合の上昇が傾向として認められます。令和四年五月時点の、いわゆる要配慮児の割合は二五・二%となっております。

三ページ目、②といたしまして、保育待機児総数は、令和二年四月にはゼロ人となり、また、私立幼稚園においても入園者数が毎年減少している状況でございます。

③といたしまして、令和三年九月十八日には、いわゆる医療的ケア児支援法が施行され、区立幼稚園等を含む学校等の設置者は、在籍する医療的ケア児のために、看護師の配置その他の必要な措置を講ずる責務を負うこととなっております。

④といたしまして、令和三年十二月に区の乳幼児教育・保育の推進拠点とし

て、乳幼児教育支援センターを開設し、子どもたちにより質の高い教育・保育を提供する体制を構築し、取組みを進めているところでございます。

以上の内容につきまして、後ろの一一ページから一六ページの別紙1に詳しく記述しております。こちらも後ほど御確認をいただきたいと思えます。

(3)用途転換等計画の見直しについてでございますが、保育待機児が解消したことにより、区として当面新規の保育施設の整備を見合わせることにしたことを踏まえまして、区立幼稚園について、区立の幼保連携型認定こども園への用途転換と、私立の幼保連携型認定こども園への用途転換を行わないことといたします。

(4)区立幼稚園の集約化についてでございますが、現在八園ある区立幼稚園等については、区内五地域に一か所程度とし、地域の乳幼児期の教育・保育の拠点としての役割を果たすよう、段階的に集約化を進めてまいります。

集約化に当たっては、区立幼稚園の築年数がまだ老朽化までには至っていないことや、財政負担の軽減、平準化の観点を踏まえまして、配慮を要する児童等の受入れに向けた機能強化を目的とした一部改修を行うとともに、既存施設を活用することを基本といたします。

また、施設の改修に当たりましては、各施設の調査を行うとともに、医療的ケア児の受入れ等のために必要な機能と、その整備手法についても検討を行ってまいります。

集約化後の区立幼稚園等の施設類型につきましては、幼稚園または幼稚園型認定こども園といたします。

集約化後の各園の機能や役割といたしましては、三歳児の段階から要配慮児などを含めた児童の受入れを行っていくことを基本といたします。また、新たに開設いたしました乳幼児教育支援センターにおいて、学識経験者等の知識、経験を活用しながら、各幼稚園と連携しながら、三歳児からの教育・保育につ

いて、先進的な研究等に取り組んでまいります。このような機能、役割を十分に果たすために、区立幼稚園、幼稚園型認定こども園における三歳児保育の導入に向けて検討を進めるものいたします。

検討に当たりましては、区立認定こども園多聞幼稚園も含め、各園の在園児数や区全体の乳幼児教育・保育施設の利用状況のバランス、配慮を要する児童や医療的ケア児のニーズ等を踏まえ、具体的な定員等を定めていくものいたします。

その上で、①でございますが、区立砧幼稚園については、既に今年の一月に御報告を差し上げているところでございますが、区立砧小学校と複合化し、改築を行い、医療的ケア児を幼稚園等から小学校、新BOPまで一貫して受け入れるモデル的取組みを行うことといたします。

また、幼稚園枠、保育枠の定員等の詳細につきましては、個別の用途転換移行計画において定めることといたします。

②の区立認定こども園多聞幼稚園につきましては、近隣のなごみ保育園の園児を連携園として受け入れるといった事情を踏まえまして、当面の間、現在と同様の運営を基本といたしますが、各施設の学年数、クラス数、定員等の詳細について、施設ごとに作成する個別の集約化に係る計画において定めることといたします。

③のそれ以外の六園についてでございますが、区内の幼稚園全体の園児数が減少傾向にある中で、乳幼児教育・保育施設の利用状況のバランスと、これまで担ってきた役割及び今後果たすべき役割に留意しながら、区立幼稚園の集約化を進めていくものいたします。各施設の学年数、クラス数、定員等の詳細は、施設ごとに作成する個別の集約化に係る計画において定めることといたします。

④の集約化の年次等についてでございますが、区立幼稚園在園状況、地理的

条件、長寿命化調査の結果、集約化後の跡地の活用などを総合的に勘案して確定したいと考えておりますが、現時点の想定といたしましては、「各園の集約化等の内容・年次について」と題した表の内容を想定しております。具体的には、世田谷地域の中で、桜丘幼稚園と松丘幼稚園について、桜丘幼稚園のほうに集約化をする。玉川地域の中で、中町幼稚園と三島幼稚園を中町幼稚園のほうに集約化を進める。烏山地域の中で、八幡山幼稚園と給田幼稚園について、八幡山幼稚園のほうに集約化することを想定しております。集約化の想定年次としましては、桜丘と松丘の集約化を最初とし、最短で令和八年度を想定しております。その後、一年ごとに順次、中町と三島の集約化、八幡山と給田の集約化を進めていければと考えております。

以上の内容につきましても、別紙1、後ろの一六ページから二〇ページにかけても記載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

(5)今後の区立幼稚園等のあり方についてでございますが、これまで区立幼稚園においては、経験豊富な幼稚園教諭により、個々の児童の発達や特性に応じたきめ細やかな教育・保育が実践されてきたことや、配慮を要する児童について、介助員により個々の特性に応じた手厚い支援が行われてまいりました。このように各園において蓄積された様々な経験や知識を活用して、集約化後の区立幼稚園において、乳幼児教育支援センターと五つの園が連携をしながら次のような役割を担うとともに、それぞれの機能の強化を図ってまいります。

一点目といたしまして、地域の教育・保育の拠点として、乳幼児期の教育・保育の質の向上や保・幼・小・中の交流、連携を先導、推進していくこと、二点目といたしまして、六ページ目でございますが、預かり保育の充実により、保護者の働き方の多様化に対応すること、三点目として、世田谷区の特色ある取組みの担い手として役割を果たしていくこと、四点目といたしまして、要配慮児や医療的ケア児を受け入れて、インクルーシブな教育・保育を推進してい

くことでございます。

(6)今後の進め方についてでございますが、区立幼稚園の集約化については、計画に基づき、区の乳幼児教育・保育施設をめぐる状況の変化や財政状況を総合的に勘案し、段階的に進めていきたいと考えております。また、区立幼稚園集約化後の跡地活用につきましても、子ども・子育て支援事業計画に示される予定の、いわゆるグラウンドビジョンを踏まえまして、関係所管課の計画との整合性も勘案しながら、子育て施策を一層バージョンアップするための検討、調整を行ってまいりたいと考えております。

また、次期基本計画の中間見直しや子ども計画（第三期）の見直し時期に合わせて、本計画についてもその進捗状況の検証等を行っていききたいと考えております。

最後に、3、今後のスケジュールについてでございます。本日の教育委員会に計画（案）として報告させていただき、明日以降の常任委員会に報告をさせていただいた後、八月には計画を策定し、八月から九月にかけて、各園の保護者等関係者への周知を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 ありがとうございます。大まかな内容もよく理解をさせていただきました。

ただ、一般区民にとって、集約化ですとか、あるいは効率化という言葉は、サービスの低下というイメージがイコールで付きますとうことです。私たち行政の立場としては、効率化ですとか集約化というのは正しい言葉、正しい概念として何となく捉えておりますけれども、区民の側からしてみれば当然、例えば通学する、通園する距離が長くなるですとか、当然数が減るということ

はサービスが低下することとイコールと捉えますので、余りあるぐらいのプラスがありますよということをぜひ、区民に対しては全面に出して公布をしていただきたいなと思っております。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 御意見ありがとうございます。まさに委員のおっしゃるとおりでございます。今回いろいろな、園児数の状況などを踏まえて、総合的な観点から幼稚園の園数は少し縮めていきますけれども、三歳児保育を進めていくことでもありますとか、さらに、地域の拠点として、乳幼児教育支援センターと連携しながら、さらなる教育・保育の質の向上に向けて進めていくことなど、そういったところを一般区民の方、また、幼稚園の教育・保育に携わる職員の方々、また保護者の方、地域の方にも十分説明しながら、御理解を求めていきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ほかはよろしいですか。それでは、次に進みます。

(6)国登録有形文化財（建造物）の登録について、本件に関して、加野生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 それでは、国登録有形文化財（建造物）の登録について御報告を申し上げます。

1、主旨でございます。令和四年七月二十二日に開催されました国の文化審議会文化財分科会におきまして、松原一丁目の亀井家住宅主屋について、国文化財登録原簿に登録する旨の答申がございましたので、御報告を申し上げます。これは今後、官報の告示をもって正式に登録となります。なお、区内において、文化財登録原簿に登録されている建造物は、今回新たに登録される一件を含めまして、二十三件となります。

亀井家住宅主屋の概要について、簡単に御説明いたします。所在の場所ですがけれども、世田谷区松原一丁目、構造としては木造二階建てでございます。建

築年代が昭和五年で、特徴としましては、住宅街に所在をする洋館付の二階建ての和風住宅でございます。詳細は(6)特徴のところに記載をしておりますとおりでございます。写真も添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)世田谷区立図書館運営協議会の設置等について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 それでは、世田谷区立図書館運営協議会の設置等について御報告いたします。

資料を御覧ください。1の主旨です。第二次世田谷区立図書館ビジョン第三期行動計画に基づき、魅力ある図書館づくりを進めているところですが、利用者の視点を取り入れ、図書館運営やサービス水準を安定的に確保するガバナンス機能を持つ、世田谷区立図書館運営協議会を設置し、その取組みについて御報告するものです。

2、図書館運営協議会の概要です。(1)目的等、(2)構成員ですが、恐れ入りますが別紙を御覧ください。別紙1が要綱でございます。こちらにまず第一条、目的及び設置ということで、記載のとおりでございます。また、第二条では、所掌事項ということで、区立図書館の運営状況の評価・検証に関すること、(2)区立図書館における運営・サービスの課題および改善に関すること、(3)ということに記載させていただいております。

第三条以下、組織の運営等について記載しているとところでございます。

続きまして、別紙2の世田谷区立図書館運営協議会委員一覧を御覧いただけますでしょうか。こちらの十六名を委員ということで進めてまいります。委員の任期については二年ということでございます。

一枚目にお戻りください。3、第一回図書館運営協議会の開催概要です。日時・会場ということで、令和四年七月三十日、今度の土曜日に、午後一時半から中央図書館三階会議室「ぎんが」で開催予定です。

(2)内容については、記載のとおりです。

(3)その他いたしましたして、会議は公開とし、後日区ホームページで公表するということを考えてございます。

4、今後のスケジュールにつきまして、今年度はあと三回、次ごう四回の協議会を開催予定でございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。本件の話ではなくて、しかも感想で恐縮なのですけれども、下北沢の図書館カウンターは、本日配付の「せたがやの教育」にも掲載されていますが、以前御説明に伺ったときは、最初は駅からちよつと遠いかなと思っていたのですけれども、実際には商業施設の中にあつて、内装もきれいでしたので、まさに利用者の視点を取り入れたよい施設を整備いただいたと思えました。

○渡部教育長 ほかはいかがでしょうか。それでは、次に進みます。

(8)新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に係ります教育委員会事務局の対応等につきまして御説明させていただきます。

まず1の区立小・中学校についてでございますが、現在、小・中学校におきましては、八月三十一日までの夏季休業、夏休み期間中でございます。(1)に記載しておりますが、前回御報告以降、七月二十日の終業式までの間につきましては、引き続き感染防止対策を徹底した上での教育活動、児童・生徒の実態等に応じました支援の継続、さらに、マスク着用に関する熱中症対策を優先した対応を行っております。

また、(2)として記載してございますけれども、小学校六年生児童を対象といたしました二泊三日の日光林間学園につきましては、感染防止対策を徹底した上で、八月十一日までの期間で実施してございます。

続きまして、(3)でございますけれども、先月末に児童・生徒のマスク着用の現状把握のため、急遽区立小・中学校全校を対象に調査を行っております。

資料の二枚目を御覧ください。マスク着用に関する状況調査ということでございますが、設問1の熱中症対策が必要な場面におけるマスク着用の指導内容から、設問7のマスクを外さない主な理由まで、それぞれ御覧のような結果になってございます。特に、設問5の登下校においてマスクを外すよう指導した際の児童・生徒の様子などは、約九割の学校がマスクの着用が大半を占めていると回答してございます。また、設問7のマスクを外さない理由として、本人の意向、これが最も多い結果となっております。

裏面には、設問8といたしまして、マスクを外す指導の工夫例として五項目を、また、設問9のマスクを外す指導についての課題や問題点といたしまして、七項目を記載してございます。特に、設問9では、マスクを外すことを強制できない、あるいは、マスクの着用が習慣化されている。マスクを外すことを嫌がる児童・生徒がいるなど、熱中症対策としての指導の難しさが伝わる結果となっております。

資料の一ページ目にお戻りください。続いて、2の区立幼稚園でございますが、こちらも八月三十一日まで夏季休業、夏休み期間中でございます。前回報告以降も引き続き、感染防止対策の徹底はもちろん、熱中症対策を優先した対応、運営等を行っております。

また、3の新BOP、4の学校施設開放、5の図書館・図書室・図書館カウンターにつきましては、資料に記載のとおり、それぞれ引き続き感染防止対策を徹底した上で運営等を行っております。

資料一枚目の裏面を御覧ください。6、区立小・中学校での感染発生状況（直近三か月の推移）といたしまして、数値を記載しております。

また、7、区立小・中学校での学級閉鎖状況（直近三か月の推移）といたしまして、こちらは七月二十日終業式時点でございますけれども、それぞれお示ししております。御確認ください。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 説明ありがとうございました。日光の学園について記載がありませんけれども、これとは別に、以前からありました中学校の合宿等はこのコロナ禍で現状どうなっていますでしょうか。これは学務でしょうか。

○毛利教育指導課長 部活動の合宿についてですか。

○中村委員 そうです。

○毛利教育指導課長 現在、区として禁止はしていませんが、この感染状況に合わせて、各部活動で判断して対応していると聞いております。

○中村委員 例えば、河口湖の今後の予定なんかは分かりますか。

○斉藤学務課長 基本的には、希望している学校は予定どおり、河口湖その他施設を含め、合宿を行う予定であるというふう把握しております。

○鈴木委員 御説明ありがとうございます。一番最後のページにあるマスクを外す指導についての課題や問題点のところ、保護者から学校側にもっと指導するように求められていると書いてありますが、保護者からの指導というのも非常に大切だと思います。学校にばかり求められても、やはり子どもは家庭の保護者の意見というのを非常に大切にしていると思うので、ぜひ保護者からも協力をお願いしたいということをごちらからお伝えすると思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(9)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和四年八月の各課行事予定につきまして御報告させていただきます。

資料を御覧ください。まず、八月九日でございます。第十五回教育委員会定例会が予定されてございます。十三日から十七日までが学校休業日でございます。八月二十三日に第十六回教育委員会定例会が予定されてございます。次ページ以降に各課の詳細な行事予定をおつけしてございます。後ほど御確認いただければと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によって変更する可能性もございませぬ。あらかじめ御承知おき願います。

また、八月九日の第十五回教育委員会定例会につきましては、後ほど教育長より御提案がございますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (10)その他の連絡事項等はございませんか。

本日は配付資料が二件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、各課行事予定で報告がありました八月九日火曜日の第十五回教育委員会定例会につきましては、世田谷区教育委員会会議規則第四条の規定に基づき休会といたく、各委員の方にお諮りしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしということですので、八月九日火曜日の教育委員会は休会とし、第十五回教育委員会定例会を八月二十三日火曜日に開催することといたします。

それでは、議事日程につきましては、記載の日時を変更して、八月二十三日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第十四回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十六分閉会